

この事業は内閣府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用予定です。

★★★物価高騰対策生活支援事業★★★

燃料・食料品等の物価高騰対策として、村民の皆様の生活を応援するため、片品村地域通貨『おぜだっぺイ』にて**全村民のカードへ10,000dp(円分)付与**します!!

●付与日:令和7年12月18日(木)

⇒上記日程で付与させていただきましたので、村民カードをご確認いただければと思います。

●付与基準日:令和7年11月1日(土)

⇒上記基準日に片品村内に住所のある方。

●付与条件

⇒地域通貨おぜだっぺイカード(村民専用カード)をお持ちの方

裏面にQ&Aを掲載しておりますので、必ずご覧下さい。

片品村役場総務課 庶務係
TEL:0278-58-2111
FAX:0278-58-2110

物価高騰対策生活支援事業Q&A

Q1、どのような目的の事業でしょうか？

A1、現在食料品を中心に激しい物価高騰の影響により、皆様の生活を圧迫している状況が続いております。そのような中で少しでも**村民の皆様の生活を支援させていただくことが最大の目的**です。さらには『おせだっペイ』のポイントで付与させていただくことにより、同時に村内経済の活性化を図ることも目的とします。

Q2、10,000dp付与してもらうのに何か手続きは必要ですか？

A2、**何も手続きは必要ありません。こちらで付与作業を行います。**

Q3、10,000dpはどこに入りますか？

A3、村民の方のみ持っている『**村民限定カード**』にポイント付与されます。
※アプリには付与できませんのでご了承ください。

Q4、いつ頃付与されますか？

A4、**令和7年12月19日(金)を付与予定**としておりますが、システム等の都合により多少遅れる可能性もありますので、ご了承くださいようお願いいたします。⇒ **12月18日(木に)付与させていただきました。**

Q5、10,000dpの使用期限はいつまででしょうか？

A5、この事業はあくまでも「物価高騰に伴う緊急的対策の一環」であり、国の交付金を活用させていただく予定であるため、期間が短くて申し訳ありませんが、**使用期限を令和8年3月20日(金)まで**とさせていただきますのでご了承願います。

Q6、基準日以降に子どもが生まれた場合、または転入した場合は付与対象か？また基準日以降に亡くなった方の取り扱いは？

A6、**令和7年11月1日(土)が基準日**ですので、**その日以降に子どもが生まれた場合も転入された場合も付与対象外**です。また**基準日から付与予定日までに亡くなられた場合は、付与の対象外**とさせていただきます。

Q7、使用期限までに使い切らなかった場合は失効してしまうのか？

A7、ポイントが失効してしまいますので、**必ず令和8年3月20日(金)までに使い切っていただきます**ようお願いいたします。

Q8、基準日が令和7年11月1日(土)なのは何故でしょうか？

A8、この事業は**緊急的な物価高騰対策の一環**として実施するため、村民の皆様への早急(遅くても年内)な付与を目指しております。基準日を早めの期日で設定しておかないと、各種付与の手続きが間に合わず年内に付与できない可能性があるための措置とご理解ください。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。